

○文教委員会

內閣提出法律案（三件）

号 番	件 名	2	1 3※	6 4
		國立劇場法の一部を改正する法律案	国立学校設置法の一部を改正する法律案	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案
	院議先	衆	衆	衆
	月 提 日 出	二、 二、二八	三、 三、二二	五、 (予)
	委員会付託	二、 三、二九	二、 三、二九	六、二〇
	委員会議決	可 決	可 決	可 決
	本会議議決	二、 三、二九	二、 三、二九	六、二六
	委員会付託	二、 三、一	二、 三、二七	六、一
	委員会議決	可 決	可 決	可 決
	本会議議決	二、 三、二七	二、 三、二七	六、一五
	備 考			衆本会議趣旨説明 参考会議趣旨説明

番号	件名	提出者(月日)	付月日	提出本院へ	参議院	衆議院	備考
11	10	9					
公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案	学校教育法等の一部を改正する法律案					
(六、二)	馬場昇君	吉田正雄君 外一名 (五、三〇)	中西績介君 外一名 (二、五、三〇)				
六、五		六、四	六、四				
(予)	六、五	六、四 (予)	六、四 (予)				
六、五		六、四	六、四				
継続審査	継続審査	継続審査	継続審査				

本院議員提出法律案（三件）

国立劇場法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、法律の題名を「日本芸術文化振興会法」に改めることとともに、特殊法人国立劇場の名称を「日本芸術文化振興会」に改めること。

二、振興会の目的及び業務に、芸術その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行うことを追加すること。

三、右の業務に必要な経費を得るために、振興会は「芸術文化振興基金」を設けること。また、基金には政府及び政府以外の者から出えんされた金額の合計額をもって充てること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の芸術その他の文化の一層の向上に寄与するため、国立劇場の名称を日本芸術文化振興会に改め、これに芸術文化振興基金を設け、芸術その他の文化の

振興または普及を図るための活動に対する援助の業務を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、文化行政に対する政府の基本認識と位置づけ、補正予算による基金設置の理由、援助業務について公正公平な運営を確保する仕組み、基金の規模拡大の見通し、文化財保存修理技術者の養成確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、文化予算の大幅増額の必要性等四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、東京工業大学に生命理工学部を設置すること。
二、北陸先端科学技術大学院大学を新設すること。
三、茨城大学工業短期大学部及び山口大学工業短期大学部

を廃止すること。

四、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、北陸先端科学技術大学院大学の新設に関する規定は平成二年十月一日から、茨城大学工業短期大学部及び山口大学工業短期大学部の廃止に関する規定は平成五年四月一日から、それぞれ施行すること。

五、北陸先端科学技術大学院大学は、平成四年度から学生を入学させるものとすること。なお、衆議院において、施行期日について修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東京工業大学に生命理工学部を設置するとともに、先端科学技術分野に係る高度の研究者・技術者の組織的な養成及び再教育を行うため、学部を置かない大学院のみの大学として北陸先端科学技術大学院大学を設置する等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、大学院大学の充実策、学術研究

体制の整備、生命科学の進歩と倫理観の育成、大学入学者の急増・急減対策などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ日本共産党を代表して高崎委員より反対の討論が行われ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、新構想大学院の管理運営の在り方、社会人の大学、大学院への積極的な受入れの条件整備など五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案（閣法第六四号）

要旨

本法律案は、中央教育審議会の答申を受けて、生涯学習の振興施策の推進体制及び地域における生涯学習の機会の整備を図るために、国及び地方公共団体を通じて必要な措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとお

りである。

一、施策における配慮等

国及び地方公共団体は、生涯学習の振興施策の実施に当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発・向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的に行うよう努めるものとすること。

二、生涯学習の振興に資するための都道府県の体制の整備等

1 都道府県の教育委員会は、生涯学習の機会に関する

情報の収集・提供、学習の需要及び学習成果の評価に関する調査研究、学習に関する指導者等に対する研修、社会教育のための講座の開設等の事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとすること。

2 文部大臣は、都道府県の教育委員会が行う前記二の1の体制の整備に関し、生涯学習審議会の意見を聴いて、望ましい基準を定めるものとすること。

三、地域生涯学習振興基本構想

1 都道府県は、生涯学習の機会の総合的な提供を行う

ことが相当と認められる特定の地区において、生涯学習の機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本構想を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができる。

2 都道府県は、文部大臣及び通商産業大臣の承認を受けた基本構想に基づいて、生涯学習の機会総合的な提供を計画的に行うよう努めなければならないこと。

3 基本構想実施に際しての文部大臣及び通商産業大臣の援助、関係諸機関相互の協力等について所要の規定を設けること。

4 民間事業者の能力の活用のために、民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の業務を行う基金を設け、その基金に充てるための負担金を支出した場合は、損金算入の特例の適用があるものとすること。

四、生涯学習審議会

1 文部省に生涯学習審議会を置くこととし、生涯学習審議会は、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十七人以内の委員で組織すること。

2 生涯学習審議会は、この法律及び社会教育法に規定するもののほか、文部大臣の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策に関する重要事項等を調査審議する

とともに、これらの事項に関し必要と認める事項を文部大臣又は関係行政機関の長に建議することができるること。

五、都道府県生涯学習審議会

1 都道府県に都道府県生涯学習審議会を置くことができる

こと。

2 都道府県生涯学習審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議するとともに、これらの事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議することができる。

六、市町村の連携協力体制

市町村は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとす

七、施行期日

この法律は、平成二年七月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、生涯学習の振興を図るため、都道府県における生涯学習推進体制の整備、民間事業者の活用を含めた地域生涯学習振興基本構想の作成とその実施等について定めるとともに、生涯学習に関する重要事項を調査審議する審議会を文部省と都道府県に設置するなどの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、生涯学習の意義と目的、自主的な学習機会の確保の必要性、民間事業者活用の是非、生涯学習審議会の構成と審議の在り方、有給教育休暇・学習施設・放送大学の拡充等生涯学習の条件整備の推進策などに関する諸問題について熱心な質疑が行われました。また、参考人の意見も聴取いたしましたが、これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して会田委員より反対、自由民主党を代表して田沢委員より賛成、日本共産党を代表して高崎委員より反対の討論がそれぞれ行われました。

次いで採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、生涯学習を振興するための基本的な法整備の必要性など八項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。